保護者のみなさま

吹田市教育委員会 学校教育部保健給食室 吹田市立千里たけみ小学校 校長 今枝 かおり

食物アレルギー等に関する給食の取り組みと調査について

平素は、本市学校給食事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、本市の学校給食における食物アレルギーの対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成 20 年:公益財団法人日本学校保健会)、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(注)(平成 27 年:文部科学省)、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(令和 3 年:大阪府教育委員会・大阪府医師会)に基づき、運用しており、ご家庭からのお申し出があった場合に、医師の診断に基づいた除去食や欠食の対応を実施しております。

しかしながら、お申し出がなく給食を食べてしまうと重篤な症状を引き起こすことがあり、また急にアレルギーを発症することもあります。このことから、<u>すべての児童を対象に調査</u>を行いますのでご協力下さい。 つきましては、裏面を確認の上、別紙「食物アレルギー等に関する確認書」を、<u>2月13日まで</u>にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症など)により、給食の配慮が必要な場合も、お申し出いた だきますよう、お願いします。

1. 吹田市の食物アレルギー対応の基本

- ①安全性確保のために、多段階の対応は行わず、原因食物を提供するか、しないかの二者択一を原則とする。
- ②乳・卵・小麦の一部(注1)の除去食、給食の全欠食・主食欠食・副食欠食・牛乳欠食のみ実施。
- ③除去食・欠食の区別にかかわらず、対応が必要である場合は、所定の書類の提出が必要になります。
- ④量を調節して食べる「慣らし食」や代替物資の購入などによる「代替食」の対応は行っていません。

(注1)『小麦の除去食について』

*対象となるもの: 麺類 (うどん・チャンポン麺・素麺)、ワンタン、ラビオリ、クリームシチュー、クリームスープ *対象とならないもの:マカロニ・パスタ類、麩、フライ、調味料類

※除去食とは、原因食物(乳・卵・小麦の一部)を給食から除いて提供すること。 例)かきたま汁に卵を入れない ※欠食とは、申請された給食を提供しないこと。 例)牛乳の欠食を申請された場合、牛乳は配らない

2. お申し出いただく必要がある場合

①食物アレルギーがあり、除去食や欠食の対応が必要である場合

但し、原因食品が以下に示す『給食で提供しないもの』である場合は、給食に関して所定の書類の提出は不要になりますが、エピペンを所持している場合は、エピペン所持に関する学校生活管理指導表の提出があらたに必要になります。なお、マヨネーズの卵のアレルゲン性は生卵と同等とお考え下さい。

『給食で提供しないもの』 *食材での提供や配合に含まれることはありません

- *えび・かに・くるみ・そば・ピーナッツ・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ バナナ・まつたけ・やまいも(13 品目)
- *生で食べる果物(みかん・ポンカンは除く)、加熱していない野菜と魚介類

ただし、以下の4項目のいずれかに該当して欠食される場合は、所定の書類提出が必要になります。

- *コンタミネーション(原材料として記載のある食材以外が混入すること)においては、
- 上記の13品目が該当する場合があります。
- *小魚や海藻類は「えび・かに」と同じ生息地で混ざる漁法で採取しているため、付着している可能性があります。
- *筒切りで提供している魚については、まれに魚卵が残ることがあります。
- *さといもは提供します。
- ②食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症など)で、給食の配慮が必要である場合

医師の診断書の提出が必要になります。今後、年度ごとの提出が基本となりますが、配慮の期間が在学中(あるいは6年生まで等)と記載があれば年度ごとの提出は不要です。

3. 食物アレルギーに関する書類一式の配付について

お申し出があった場合は、改めて書類一式をお渡しします。

4. 安全カードについて

食物アレルギー欄は学校生活において必要な情報であるため、給食の配慮の有無に関わらず、記入漏れがないように注意してください。

5. その他

受診の際にかかる、検査料等は保護者負担になります。ただし、学校生活管理指導表のうち食物アレルギー、アナフィラキシーについては診療報酬の対象となりますので、通常の診察料以外に文書料が発生することはありません。

<別紙>食物アレルギー等に関する確認書

のがな 前					字校記入懶	組	番
	「○」を記入してく	一 ノださい (①の	本串タセトバの	/ /+ == 	· ·	- 水出	#
、り順に該ヨ固所へ	·○」を記入して	\ /= = \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u> 秩思石およい③</u>	は記処	<u> </u>		
 食物アレルギーが	ない	ないた	がはこれで終了で	ぎす。			
	+ 7	—					
	ある	2	給食に出ない 13	3 品目の=	コンタミネーショ 次は③へ、		
食物アレルギー以外の食			// ^ - - - - - - - - -			<u> </u>	
例:乳糖不耐症、1型制 (がある。		給食に出ない 13	3 H C &	っゃ <u>次は③へ、</u>	その後の	<u>^(</u>
•	入後、④又は⑤へ						
今日夕(マレルゲ)	.55						V
食品名(アレルゲン	/寺)						<i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>
		□ <i>(アレ)</i>	レゲンの付着の可能 [・]	性がある	ので)小角・	海藻類は1	食べま
			レゲンの付着の可能				
4							
7	 1. 卵の除去食を	 希望します					
4)	2. そのままかけて食べるマヨネーズ(卵入り)は食べません						
や 担			(別人り) は良へる	ません			
任の	3. 乳の除去食を	希望します 					
	4. そのまま食べる	る乳製品(チーズ・	バター・ヨーグルト	トなど)	は食べません		
で 確	5. 飲用牛乳の欠1	 食を希望します					
学校や担任の配慮や確認が必要	6. 小麦の一部の	 除去食を希望します	 F				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
<u> </u>				× ±0.			
※基本は所定の)の欠食(家庭から					
書類の提出と、	9. 主食の欠食を	希望します ロバ	ペンとごはん ロノ	パンのみ	ロごはんの	かみ	
毎月の学校との	10. 除去食対象以	以外のアレルギーが	あるので、入ってい	る献立は	は食べません		
やり取りが必要		っている献立を欠食					
になります。	11. その他(************************************	外の食事制限があり、	何らかの配慮が必要な	で担合のみ	. その内容を記	スレアくた) ぎさい
		なる食品を自分で取			(C0)13	170000	
5) _⊭		ることを、学校や担					
校	2. 給食の配慮は	不要です					
	但し、調理実	習や校外学習での配	記慮は必要です				
世の	3. 学校生活で配成	慮は不要(給食や調	間理実習、校外学習な	すべ) で	ਰ		
麗 ——※	 1.~3.の場合は、給食に	 こ関して書類の提出	 は不要です				
学校や担任の確認は不要	ただし、1.と2.の場合、	、学校生活に関して	書類の提出を求める	る場合がる	あります		
	なお、食物アレルギー等	等に関して、連絡帳	等で担任と直接のや	り取りは	はできません		
					してください		